

指定等届出について

1 介護保険における事業所指定について

岐阜市内で介護保険サービス事業所を開設する場合は、岐阜市に指定等申請届出を行っていただく必要があります。

<指定等サービス>

居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売
介護支援	居宅介護支援
介護保険施設	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護

	地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護
--	--

○ みなし指定について

介護保険法等により、以下の事業所・施設が行う特定の介護サービスについては、介護保険法上の指定事業者とみなす規定があります。これらのサービスについては指定のための申請は不要です。

ただし、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを行おうとする「みなし指定事業所」は、事業を開始しようとする前月の15日までに介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等を提出する必要があります。（その他のサービスを行う「みなし事業所」で加算を取ることが予定されている場合も同様です。）

みなし指定の前提となる条件等	指定事業者とみなされるサービス
保険医療機関（病院・診療所）	訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション※ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 （療養病床を有する病院・診療所に限る）
保険薬局	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設 介護医療院	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

※みなし指定については、「指定を不要とする旨の届出書」（介護保険法第71条における別段の申出）を提出することによって、みなし指定を受けないことができます。

2 事業所の申請について

事業所の申請については、指定申請書及び定められた添付書類を介護保険課支援係に提出していただく必要があります。原則として法人格を有し、指定基準・運営基準等を満たす事業所を指定しますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護及び地域密着型サービス（地域密着型通所介護を除く。）については岐阜市介護保険事業計画による制限があります。

また、介護報酬の加算等が算定される事業所については、指定事業所の申請書とともに介護給付費算定に係る体制等に関する届出書も同時に提出してください。

○ 事業所指定までの標準的なスケジュール

流れ等（・事業者 ○市）		時期
① 事前相談 （指定希望日から二日以上前）	・ 申請書類の準備等	（例）2月1日相談
② 申請	・ 申請書類受付 ○審査→補正や修正等	（例）3月1日申請
③ 指定・通知	○指定又は却下 ○通知	（例）4月1日指定
※ 変更等届	・ 変更等届、付表	変更後10日以内
※ 報告等	・ 各種報告等 ○指導、監査	適時

3 変更等届出について

指定事業所は、その申請事項においてサービスごとに定められた事項について変更があった場合や、事業を再開した場合は、10日以内にその旨を届け出る必要があります。

また、事業を廃止・休止する場合は、廃止・休止する日の1月前までに必ず届出をしてください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出する場合は、

- ・訪問看護（緊急時訪問看護加算のみ）：届出を受理した日から算定開始
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院：届出を受理した日が属する月の翌月（受理日が月の初日の場合は、当該月）から算定開始
- ・それ以外の事業：毎月15日までに提出された場合は、翌月から算定開始。16日以降に提出された場合は、翌々月から算定開始

4 指定の更新について

平成18年4月の介護保険法改正により、事業所（施設）の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うことになりました。介護保険事業を継続したい場合は、指定更新の手続きを行う必要があります。

指定更新の手続きは下記の必要書類を整えた上で、介護保険課へ申請を行う必要があります。更新の書類の受付は指定の有効期限の2か月前から開始しますので、遅くとも有効期限の1か月前までには手続を済ませてください。

なお、指定の有効期限については、各事業所の責任において把握をしておくようお願いいたします。有効期限後にサービス提供をされた場合は、介護給付費が算定できず、すでに支払われた報酬費について、返還を求める場合がありますのでご承知おきください。

（必要書類）

- ①指定（許可）更新申請書（様式第一号（二））、指定更新申請書（様式第二号（二））又は指定更新申請書（様式第三号（五））
- ②付表
- ③誓約書（標準様式）
- ④変更がない旨の申立書
- ⑤その他

5 事業所指定等の申請先

岐阜市役所 2階
介護保険課 支援係

〒500-8701
岐阜市司町40番地1
ダイヤルイン 058-214-2093
kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp

指定申請または、更新申請の手続を行う場合は、事前に電話にて予約を行った上で
ご来庁ください。